

光市ごみ収集カレンダー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、光市有料広告掲載取扱要綱（平成22年光市告示第21号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、光市が作成する光市ごみ収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準等)

第2条 掲載する広告は、要綱第3条並びに光市有料広告掲載基準（平成22年光市訓令第4号）第2条及び第3条に規定するもののほか、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項各号に規定する表示に該当すると認められるもの
- (2) 必要以上に消費者の購買欲等をそそると判断されるもの
- (3) 不動産の売買に関するもの
- (4) 市民の健康上、好ましくないと判断されるもの
- (5) 市内に営業所等を置かない事業者の広告。ただし、市内に競合する事業者がない業種及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく教育施設に関するものを除く。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の掲載料等は、次のとおりとする。

広告の規格は1枚「縦4.5cm×横9cm」とし、掲載料は1枚当たり50,000円とする。掲載は1者につき1枚を基本とするが、申込みが上限に満たない場合に限り希望により2枚目まで可とする。

- 2 掲載料は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。
- 3 前項の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなかった場合は、この限りではない。
- 4 広告は、市長が指定した位置に掲載するものとする。
- 5 広告は、フルカラー印刷とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に広告の電子データを添えて、指定期日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第5条 市長は、前条の広告掲載申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

この要領は、令和7年11月6日から施行する。